

第3章

生活支援に関する施策等

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、地方公共団体が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施した。

2 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施した。

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

3 ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、母子家庭等の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施した。

(1) 生活支援講習会等事業

母子家庭等が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(2) 健康支援事業

母子家庭等は、健康面において不安を抱えていても働かなければ生活を維持することが困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうした問題を抱えた者に対して精神面、身体面の健康管理についての相談を行う。

(3) 土日・夜間電話相談事業

母子家庭等は、平日や日中に就業や子育てを抱えている上、相談相手を得るのに困難な面があることから、母子家庭等が、比較的時間に余裕のある夜間、休日において気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施する。

(4) 児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(5) ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

4 子育て支援基金事業による民間団体への助成

民間団体が行う次の母子家庭の生活支援に関する活動について、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金からの助成が行われた。

(1) 母子家庭の母等のキャリア形成支援事業(助成先：(財)全国母子寡婦福祉団体協議会)

母子家庭の母が、単に生計を維持するためだけでなく、個々の条件を踏まえ自分のやりたい仕事や、そのために必要とされるスキルなど生涯を通じたキャリアの形成を主体的に図るため、具体的な方策等の支援を行った。具体的には、自己を取り巻く諸条件を把握し、具体的な将来像を描き、それに向けた短期的・長期的なキャリア計画書の作成、セミナーの実施等を行うとともに、これらを記載したキャリア形成ブックを作成し、ホームページに掲載し普及を図った。

(2) ひとり親家庭の母親の在宅就労向けキャリアアップ教育訓練システムの構築事業(助成先：NPO法人あごら)

母子家庭の母に対し、在宅就業に係るスキルアップやキャリアアップを図る教育訓練の仕組みを構築するため、在宅業務として発注可能な業務や必要とされるスキル、求められる研修方法等の調査を行い、研修システムの構築を行うとともに、関係団体等を通じて、その普及を図った。

(3) 養育費と面接交渉推進の為の調査と推進事業(助成先：NPO法人ウィンク)

離婚した家庭における問題に養育費と子どもへの面接交渉があるが、これは子どもの権利であり、子どもの健全な育成、離婚後の良好な親子関係には重要なことである。このため、これらの問題を当事者に認識させるだけでなく、子育てにおける親としての責任を考えるひとつの社会問題として、広く社会に訴えることとし、リーフレットや書籍の作成、キャンペーン活動等を行った。

(4) 母子家庭の暮らし・子育て支援相談事業(助成先：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ)

母子家庭の母は、就労困難からくる経済的問題や子どもと接する時間が少ない中での子育てに関する問題など、子育てと生計の維持という2つの役割を1人で担わなければならないことから様々な問題を抱えている。このため、様々なニーズに応えられるような相談体制(個別相談、弁護士相談、電話相談等)を構築し、相談事例を掲載した冊子を作成し、関係団体等に送付した。

(5) 在宅ワークでの子育て支援並びに自立支援調査研究事業(助成先：NPO法人就業支援ネットワーク)

女性の社会参加と子育ての両立を図る解決策の1つとして、在宅ワークの普及・支援を図るため、在宅で行う衣服のリフォーム技術を習得するための教育訓練や、教育訓練受講修了者を講師として育成、受講者同士による情報交換等コミュニケーションネットワークの場の提供を行うとともに、アパレル業界及びリフォーム業界から恒常的に業務が受注できるよう業界に対する啓発活動などを行った。

コラム4 「もっと輝きたいママのためのライフ&キャリアデザインブック」の作成

ー財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会の取組ー

財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会では、平成19(2007)年度に独立行政法人福祉医療機構から子育て支援基金の助成を受けて、母子家庭の母等のキャリア形成支援事業を実施し、日々仕事や子育てに忙しい母子家庭の母等が自分らしく働き、将来に向け着実に準備を進める際の手助けを目的として「もっと輝きたいママのためのライフ&キャリアデザインブック」を作成した。

母子家庭の母が自立し、生活の質を向上させていくためには、自分のやりたい仕事やそのために必要なスキルなどを把握しつつ、自分や家族の将来を見据えた上で計画を立て、実行していくことが重要である。ライフ&キャリアデザインブックは、仕事や子育てに忙しい日々を送っている母子家庭の母が、手軽に自己分析や将来に向けた計画を立てる際の手助けとして作られている。

具体的には、わかりやすいように全体を「1私について知ろう」「2私の適職を知ろう」「3マネー知識を知ろう」「4人生をデザインしてみよう」の4つのステージに分け、さらに各ステージをポイントごとに項目で分けるとともに、主体的に取り組めるようにチェックシートを織り交ぜる等工夫しており、チェック欄に記入しながら読み進んでいくと、自然と自己分析ができるようになっている。

このライフ&キャリアデザインブックを、地方公共団体やハローワーク等に対して配布(全国母子寡婦福祉団体協議会のホームページ：<http://www.zenbo.org/>からダウンロード可能)しており、これに加えて、実際に開催したキャリア形成支援セミナーの内容を踏まえ作成したセミナーのカリキュラム事例を含む事業報告書を配布することにより、事業の成果を広く活用することが可能となるようにした。

5 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設であり、平成19(2007)年3月末現在、全国に297か所ある。また、入所理由別の入所状況は図表3-1-1のとおりである。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成18(2006)年度新規入所）

入所理由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,589	100.0%
夫等の暴力	1,350	52.1%
住宅事情	484	18.7%
経済的理由	446	17.2%
入所前の家庭内環境の不適切	164	6.3%
母親の心身の不安定	76	2.9%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成18(2006)年度母子生活支援施設入退所状況調査」

(1) 母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではない者も多いと考えられるが、母子生活支援施設自ら職業紹介を行うなど、施設側においても、就業による自立に向け積極的に取り組むことにより、入所している母子家庭の母4,092人のうち、67.9%の2,778人が就業し、自立に向けた努力を行っている。その雇用形態については、常用雇用が18.8%、臨時雇用が53.9%となっている（(社福)全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成18(2006)年度））。

(2) 母子生活支援施設の保育機能の充実

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を平成15(2003)年度から実施しており、平成19(2007)年度においては、6施設で実施した。

(3) 小規模分園型母子生活支援施設

母子生活支援施設に入所している母子については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、近いうちに自立が見込まれる者もいる。こうした今後もなく自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設との十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っており、平成19(2007)年度においては、9施設で実施した。

(4) 身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等にとって、自立に向けた支援が重要である。このため、平成19(2007)年度に、母子生活支援施設等を退所する女性や子どもが就職の際やアパートを賃借する際に、施設長等が身元保証人になった際の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う身元保証人確保対策事業を創設した。

6 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約61%であるのに対し、母子世帯の持家率は約35%と低くなっている(図表3-1-2)。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

(世帯)

	総数	持ち家	借家総数			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,517 (100.0%)	527 (34.7%)	227 (15.0%)	41 (2.7%)	461 (30.4%)	120 (7.9%)	141 (9.3%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年)

※ 全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は調査客体における該当世帯数。

(千世帯)

	総数	持ち家	借家総数				同居	その他
			公営の借家	公社・公団の借家	民間借家	給与住宅		
普通世帯	47,082.8 (100.0%)	28,665.9 (60.9%)	2,182.6 (4.6%)	936.0 (2.0%)	12,561.3 (26.7%)	1,486.1 (3.2%)	191.1 (0.4%)	28.8 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成15(2003)年)

平成19(2007)年度は、公共賃貸住宅等に関し、以下の施策を講じた。

(1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

(2) 都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、新規の募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

(3) 民間賃貸住宅

国においては、平成18(2006)年度に、地方公共団体、仲介事業者、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、子育て世帯(ひとり親世帯及び小さい子どもがいる世帯)等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報の提供等を行う「あんしん賃貸支援事業」をモデル事業として創設し、子育て世帯等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んでいる。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民

間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、平成19(2007)年度より、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅として登録された住宅について、高齢者居住支援センターにおいて滞納家賃の債務保証等を実施している。

(4) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。